

# 交通安全テスト

(中学・高校生用)

正しいものには○を、まちがっているものには×を記入してください。

- ① 自転車で交差点に入るときに、歩行者用信号機（「歩行者・自転車専用」と表示されている）の青色灯火が点滅していたが、車両用信号機が青色灯火のままだったので、そのまま横断した。

- ② 自転車で走行中、ブレーキを掛けるときは、先に前輪（右）のブレーキを掛けた方がよい。

- ③ 自転車で走行中、前方に車が止まっているのを見つけたが、反対側から車や自転車が来ていなかったため、そのまま止まっている車の横を急いで通りすぎた。

- ④ ライトの点灯は、前方の安全を確認するものなので、夜間でも、自分の前が見える明るさなら、点灯しなくてよい。

- ⑤ 過去3年で自転車の交通事故が最も多い時間帯は通学時間である午前8時～午前10時である。

# 交通安全テスト 令和2年10月号

## 解答・解説 (中学・高校生用)

- ① 自転車で交差点に入るときに、歩行者用信号機（「歩行者・自転車専用」と表示されている）の青色灯火が点滅していたが、車両用信号機が青色灯火のままだったので、そのまま横断した。【×】

A：歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」と表示されているときは歩行者用信号機に従わなければなりません。また、青色の灯火が点滅しているときは横断を始めてはいけません。

- 道路交通法第7条（信号機の信号等に従う義務（抜粋））

道路を通行する歩行者又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等に従わなければならない。

- 道路交通法施行令第2条第4項

公安委員会が、人の形の記号を有する青色の灯火、人の形の記号を有する青色の灯火の点滅又は人の形の記号を有する赤色の灯火の信号を表示する信号機について、当該信号機の信号が歩行者及び自転車に対して意味を表示するものである旨を内閣府令（道路交通法施行規則第3条の2（信号の表示））で定めるところにより表示した場合における当該信号の意味は、次の表の上欄に掲げる信号の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

人の形の記号を有する赤色の灯火	人の形の記号を有する青色の灯火の点滅	人の形の記号を有する青色の灯火
1 省略	1 省略	1 省略
2 自転車は、道路の横断を始め、又は停止位置を越えて進行してはならないこと。	2 自転車は、 <u>道路の横断を始めてはならず</u> 、また、当該信号が表示された時において停止位置に近接しているため安全に停止することができない場合を除き、停止位置を越えて進行してはならないこと。	2 自転車は、直進をし、又は左折することができること。
3 省略		
4 省略		

- 交通の方法に関する教則 第1章第2節1（信号の意味（抜粋））

(3) 人の形の記号のある信号は、歩行者と横断歩道を進行する普通自転車に対するものですが、その他の自転車もその信号機に「歩行者・自転車専用」と表示されている場合は、その信号機の信号に従わなければなりません。

- 交通の方法に関する教則 第3章第2節3（交差点の通り方（抜粋））

(1) 信号が青になってから横断しましょう。

なお、「歩行者・自転車専用」と表示されている歩行者用信号機がある場合や横断歩道を進行する場合は、歩行者用信号機の信号に従わなければなりません。

### <指導のポイント>

自転車は、歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」と書かれた表示板が設置されている所では、自転車は当該歩行者用信号に従わなければなりません。

② 自転車で走行中、ブレーキを掛けるときは、先に前輪（右）のブレーキを掛けた方がよい。【×】

A：先に後輪（左）のブレーキを掛けましょう。

● 交通の方法に関する教則 第3章第1節4（自転車の正しい乗り方（抜粋））

- (5) 停止するときには、安全を確かめた後、早めに停止の合図を行い、まず静かに後輪ブレーキを掛けて十分速度を落としながら道路の左端に沿って停止し、左側に降りましょう。

<指導のポイント>

一般用自転車のほとんどが右ブレーキは前輪、左ブレーキは後輪となっていますので、ブレーキを掛けるときは左（後輪）から掛けましょう。（※JIS規格でブレーキレバーの配置は定められています。）

もし先に右のブレーキを強くかけると前輪がロック（回転が止まる）され、その勢いで後輪が浮いてしまうこともあり、バランスを崩し大変危険です。

③ 自転車で走行中、前方に車が止まっているのを見つけたが、反対側から車や自転車が来ていなかったのに、そのまま止まっている車の横を急いで通りすぎた。【×】

A：そのまま車の横を走らず、注意して十分速度を落としましょう。

● 交通の方法に関する教則第3章第2節4（歩行者などに対する注意（抜粋））

- (3) 停車中の自動車のそばを通るときは、急にドアが開いたり、自動車の陰から歩行者が飛び出したりすることがありますから、注意して十分速度を落としましょう。

<指導のポイント>

駐車している車のドアが急に開いたり、車の陰から歩行者が飛び出してくることがありますので、速度を落とし、しっかりと安全確認をしましょう。

④ ライトの点灯は、前方の安全を確認するものなので、夜間でも、自分の前が見える明るさなら、点灯しなくてよい。【×】

A：周りが街灯などで明るくても、夜間に自転車を運転する時はライトをつけなければなりません。

● 道路交通法第52条第1項（車両等の灯火（抜粋））

車両等は、夜間（日没時から日出時までの時間をいう。）、道路にあるときは、政令（道路交通法施行令第18条 道路にある場合の灯火）で定めるところにより、前照灯、車幅灯、尾灯その他の灯火をつけなければならない。政令（道路交通法施行令第19条 夜間以外の時間で灯火をつけなければならない場合）で定める場合（トンネルなど）においては、夜間以外の時間にあっても、同様とする。

※ 道路交通法第2条第1項第8号・第11号（概要）

- ・ 車両とは自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスをいう。
- ・ 自転車は、軽車両に分類される。

● 交通の方法に関する教則 第3章第1節1（自転車に乗るに当たっての心得）

- (9) 自転車に乗るときは、運転者から見やすいように、明るい目立つ色の衣服を着用するようにしましょう。夜間は、反射材用品等を着用するようにしましょう。

● 交通の方法に関する教則 第3章第2節2（走行上の注意）

- (13) 夜間はもちろん、昼間でもトンネルや濃霧の中などでは、ライトをつけなければなりません。また、前から来る車のライトで目がくらんだときは、道路の左端に止

まって対向車が通り過ぎるのを待ちましょう。

<指導のポイント>

夜間の無灯火運転は禁止されています。

また、自転車のライトは暗い夜道を照らすためだけでなく、遠くにいる車の運転手や通行中の自転車・歩行者に自分の存在を早く知らせる事ができます。

大阪府警察では車両の早めのライト点灯を呼びかけています。

⑤ 過去3年で自転車の交通事故が最も多い時間帯は通学時間である午前8時～午前10時である。【〇】

A：自転車の交通事故が一番多い時間帯は午前8時～午前10時である。

- 大阪府下の過去3年間（平成29年から令和元年）の自転車事故の発生件数を時間帯別に見ますと午前8時～午前10時の間が発生件数及び死傷者数が最も多く、次に発生件数の多い時間帯が午後4時～午後6時です。

時間帯別自転車事故発生件数

平成29年	6～8	8～10	10～12	12～14	14～16	16～18	18～20	20～22	22～24	0～2	2～4	4～6	合計
件数	996	2,060	1,302	1,197	1,143	1,736	1,374	616	317	154	67	127	11,089
死者数	4	4	3	3	3	1	3	1	2	2	1	4	31
負傷者数	974	2,075	1,288	1,177	1,140	1,730	1,336	606	294	144	66	123	10,953

  

平成30年	6～8	8～10	10～12	12～14	14～16	16～18	18～20	20～22	22～24	0～2	2～4	4～6	合計
件数	973	2,068	1,374	1,208	1,200	1,733	1,312	619	277	119	73	114	11,070
死者数	6	6	3	2	2	5	1	0	0	1	0	2	28
負傷者数	942	2,071	1,352	1,203	1,199	1,718	1,284	600	274	115	74	111	10,943

  

令和元年	6～8	8～10	10～12	12～14	14～16	16～18	18～20	20～22	22～24	0～2	2～4	4～6	合計
件数	956	1,912	1,295	1,131	1,112	1,632	1,245	492	255	135	64	89	10,318
死者数	4	3	2	3	2	5	1	1	2	0	2	3	28
負傷者数	934	1,916	1,281	1,093	1,102	1,610	1,213	473	233	126	60	80	10,121

※：件数は自転車が関連した事故件数、死傷者数は、自転車乗用中の死傷者数を計上した。

<指導のポイント>

通学、帰宅時間帯が自転車事故の発生が多い時間帯ですので、交通事故に遭わないために交通ルールを守り、より一層安全運転を心掛けましょう。